

太陽光発電設備に関するご案内

<固定資産税(償却資産)の申告案内>

太陽光発電設備（屋根上の太陽光パネルを含む）を設置された方は固定資産税（償却資産）の課税対象となる可能性があります。

以下の表を参照し、償却資産申告書の提出をお願いいたします。

課税対象の判断基準

	発電出力 10Kw未満	発電出力 10Kw以上
個人 (居宅に設置)	申告不要 【課税対象外】	申告が必要 一部でも売電【課税対象】 申告不要 家庭での使用のみ【課税対象外】 ※利用目的が変更となった場合には ご申告ください
個人 (事業を営む方)	申告が必要 売電などの事業の用に供している【課税対象】 ※共同住宅の屋根に設置した太陽光発電設備は事業用資産として申告の対象となります。	
法人		

屋根材と一体である建材型の太陽光発電設備は、家屋として課税されるため申告不要です

申告が必要な設備の例

- ・太陽光パネル（建材型を除く）・架台・パワーコンディショナー・接続ユニット
- ・表示ユニット・電力量計など

償却資産の申告の方法など、詳細は別添ファイルの申告の手引きをご覧ください。また、ご不明な点などございましたら、資産税課償却資産係へお問い合わせください。

お問い合わせ先
流山市役所 資産税課償却資産係
TEL: 04-7150-6074